

## 【フィリピン】リプロダクティブ・ヘルス法案のための上院報告書

海外立法情報課・芝原 真紀

\* 2009年7月、上院経済計画室(Senate Economic Planning Office)は膠着状態に陥っているリプロダクティブ・ヘルス(以下「RH」)法案についての論議を進めるための報告書を公開した。報告書は、RHに関するこれまでの政策やRH法案の論点を分析している。

### 上院報告書公表の背景及び構成

上院報告書は「RHの推進：MDGs（ミレニアム開発目標）達成のための統合戦略」と題されている（注1）。冒頭には、立法化に必要な論議が続く中で「貧困層はRH情報及びサービスへのアクセスを緊急に必要としている、（中略）避け得る原因によって女性、母親、及び子どもが亡くなっている」とある。そして、フィリピンの産婦死亡率（MMR）は10万生児出生当たり162であり、乳児、5歳未満児の死亡率はそれぞれ1,000生児出生当たり24、32であると指摘している。

「MDGs」は、2015年までに達成すべき目標として次の8つを挙げている。(1) 極度の貧困と飢餓の根絶、(2) 初等教育の普及、(3) ジェンダーの平等及び女性のエンパワーメントの促進、(4) 子どもの死亡率低下、(5) 母親の健康の改善、(6) HIV/AIDS、マラリア及びその他の疾病との闘い、(7) 環境の持続可能性の確保、(8) 開発のための地球規模の協力の推進、である。

上院報告書の第I部は序、第II部はフィリピンのこれまでのRH政策、第III部はRHとMDGs、第IV部はRH法案の分析、第V部は結論、である。第III部は国連人口基金によるRHプログラムの解説である。本稿では第II、IV、V部の概要を述べる。

### 「第II部 フィリピンのこれまでのRH政策」の概要

報告書によれば、次の通りである。政府は、人口問題は長期経済計画の主要素として政府によって考察されなければならないとする1967年国連人口宣言に署名した。また、フィリピン人口法を施行して人口委員会を設立し、人口問題の研究及び適切な解決策の提案を命じた。1970年には人口委員会の勧告に基づき国家人口プログラムを立ち上げて小家族を推奨し、出生率低下のための情報及びサービスを提供した。その後、アキノ大統領の任期（1986～1992年）中に、関心の焦点が子どもの数を決定する夫婦の権利に移った。1988年に家族計画プログラムの制度上及び運営上の責任は保健省に移行した。保健省のもとでは、家族計画は総合健康プログラムの1つとなり、母子の健康改善が第1の関心事となった。1991年には、地方自治法の成立とともに、人口政策プログラムは地方自治体に移譲された。ラモス政権（1992～1998年）は人口プログラムを「人口調節」から持続可能な開発の枠組みに包含される「人口管理」へと高めた、としている。

#### 「第Ⅳ部 RH 法案の分析」の概要

RH に関連して、多数の法案が提出されているが、本上院報告書は次の 6 つの論点について分析している。(1) RH の立法化の必要性、(2) リプロダクティブ・ライツ（以下「RR」）に関する議論、(3) 中絶後の看護の提供、(4) 家族計画支給品及びサービスのための公的資金、(5) 5 年生以上の児童・生徒に対する義務的な RH 及び性に関する教育、(6) 望ましい家族規模の規定について、である。

論点 (1) においては、RH と家族計画プログラムは地方自治体に移譲されたが、RH サービスを提供する自治体の取組にはばらつきがあったと指摘している。論点 (2) は、フィリピン・カトリック司教会議及びその他の中絶反対派は RH 法案の多くの主張には賛意を表しており、法案への反対は法案の基本理念に RR 及び選択の自由が含まれていることから生じているとする。論点 (3) は、RH 賛同者は中絶後の看護の提供及び避妊へのアクセス許可について言及はしているが、法案は中絶の合法化にはつながらないとする。論点 (4) は、フィリピンの家族計画に必要な全物品の 80% を合衆国国際開発庁がこの 36 年間負担し、費用は年 300 万米ドルに上っていると述べ、RH 法案はこの問題に取り組むための模索をしているとする。論点 (5) は、法案にある 5 年生から高校生までの児童・生徒への義務的な性に関する教育に保守集団が反対し、RH に関する情報及びサービスの提供は性の乱れにつながると指摘しているとする。論点 (6) は、下院に提出されている法案にある家族規模規定は、強制や罰則規定ではないがそもそも不要であり、RH 法案の基本理念である RR 及び選択の自由に反するとする。

#### 「第Ⅴ部 結論」の概要

報告書は、地方自治体が抱える問題を指摘して、RH に関する国の明快な政策が唯一の解決策であると述べる。そして、貧困に対する万能薬ではないものの RH 法案にはフィリピン人の生活を改善する大きな可能性があり、2015 年までの健康に関する MDGs の達成を促進できるとする。一方で、RH と家族計画プログラムの支援及び評価に、言語並びに宗教的ニュアンス及び宗教的鋭敏性を理解する支援活動を組み入れて発展させる重要性を開発専門家は主張しているとする。さらに、カトリック教徒の指導者は RH 法案の可決を認め、自然家族計画の促進について政府と協力関係を作り上げるべきであるとする。そして、貧困削減事業及び健康に関する MDGs 達成への協力は、フィリピン人、その中でも特に社会から取り残された人々を確実に利するよう拡充されるとともに、継続的に監督されなければならないと結んでいる。

注(インターネット情報は 2009 年 9 月 17 日現在である。)

※Senate Economic Planning Office, “Promoting reproductive health: A unified strategy to achieve the MDGs,” *Policy Brief*, July 2009, pp.1-14. 上院報告書及び RH 法案は<<http://www.senate.gov.ph>>より。「RH」「RR」は「性と生殖に関する健康」「(同)権利」と和訳される場合もある。これらの言葉の概念や様々な定義については例えば次を参照のこと。谷口真由美『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』、信山社出版、2007 年。